



事業報告書

(2021年11月1日から2022年9月30日まで)

概要

弊財団は、日本古来の農作物であり文化であるお茶の発展と普及に寄与することを目的とし、2021年11月1日に創立いたしました。

専ら非営利事業を運営し、以下の3つに関わる助成支援事業を実施します。

- お茶に関する研究者及び団体に対する助成支援
- お茶の生産に関する研究者、農家及び団体に対する助成支援
- お茶に関する文化活動に関わる個人及び団体への助成支援

本年度は、助成金プログラムを実施しました。詳細は **A 事業実績** で後述いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、実地会議は1回のみとなり、書面決議による実施が増えました。詳細は **B 会議実績** で後述いたします。

なお、2022年9月には、非営利事業の運営母体としてより多くの社会的責任を求められる公益法人への申請を行いました。来期中(2023年9月期)での公益法人の認定完了を目指しております。

また、弊財団は9月末決算であるため、本年度のみ、会計期間が11カ月間の変則決算となります。

A 事業実績

1. 2022 年度助成金

次のいずれか一つの研究成果や活動成果を達成し得る方々に向けた助成金プログラムを実施いたしました。

- (1) お茶またはお茶の成分に関する研究者及び団体に対する助成金
- (2) お茶の生産に関する研究者、農家及び団体に対する助成金
- (3) お茶に関する文化活動に関わる個人及び団体に対する助成金

本助成金では、出来る限り広く応募者を募るため、応募者の国籍を不問にし、個人のみならず組織も応募者に成れる様にしました。募集から助成金の支給までの流れは下記のとおりであります。

助成予算：3プログラム総額 16,000,000 円

募集告知期間：2022年2月1日 から 2022年2月28日 まで

応募期間：2022年3月1日 から 2022年3月31日 まで

応募方法：弊財団ウェブサイトよりオンライン応募

一次選考：書類審査

二次選考：プレゼンテーション審査

最終合格審査：選考委員による選考会議

合格発表：2022年6月30日 弊財団ウェブサイトにて公表

助成金の支給：2022年8月1日

上記の選考プロセスを経て、本年度は6名に助成金を支給しました。

	助成金プログラム	応募 件数	助成 件数	助成金額 (千円)	採択率 (%)
(1)	お茶またはお茶の成分に関する研究者及び団体 に対する助成金	26	5	13,000	19.2%
(2)	お茶の生産に関する研究者、農家及び団体に対 する助成金	2	-	-	-
(3)	お茶に関する文化活動に関わる個人及び団体に 対する助成金	2	1	3,000	50.0%

2. 広報活動

2022 年度助成金プログラムを実施するに際して、日本国内の大学約 100 校に対して直接アプローチして、学校内へ募集情報の掲載を依頼しました。

B 会議実績

1.理事会

会議名	参加役員数 (開催方法)	決議日	決議・報告事項
第1回 臨時理事会	理事 6名 監事 2名 (書面決議)	12月1日	1号:令和3年度第1回臨時評議員会開催の件 2号:規程の承認の件
第2回 臨時理事会	理事 6名 監事 2名 (書面決議)	1月4日	1号:令和3年度第2回臨時評議員会開催の件 2号:本庄大介氏を評議員として推薦する件 3号:事務局長選任の件 4号:事業計画および収支予算の承認の件
第3回 臨時理事会	理事 6名 監事 2名 (書面決議)	4月7日	1号:選考委員の選任の件 2号:公益認定申請手続き一括承認の件
第4回 理事会	理事 6名 監事 2名 (書面決議)	9月12日	1号:2023年9月期(第2期)事業計画および収支予算、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類承認の件 2号:2022年9月期(第1期)第3回評議員会開催の件 報告1:2022年度助成金受賞者決定の件 報告2:2022年9月期(第1期)決算見込みの件

2.評議員会

会議名	参加役員数 (開催方法)	決議日	決議・報告事項
第1回 臨時評議員会	評議員 6名 理事 4名 (実地開催)	12月17日	1号:規程の承認の件 2号:定款の一部変更の件 3号:評議員会議事録署名人選任の件
第2回 臨時評議員会	評議員 6名 (書面決議)	1月25日	1号:新理事候補の承認の件 2号:事業計画および収支予算の承認の件
第3回 評議員会	評議員 6名 (書面決議)	9月26日	1号:2023年9月期(第2期)事業計画および収支予算、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類承認の件 報告1:2022年度助成金受賞者決定の件 報告2:2022年9月期(第1期)決算見込みの件

C 附属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補完する重要な事項」は存在しないので、附属明細書は作成しておりません。